

# 第2次八幡浜市男女共同参画計画

～共に創ろう、笑顔輝くまち 八幡浜～

## 概要版



平成29年3月

八幡浜市

# 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、本格的な少子高齢社会、人口減少社会の到来や、さらには急激な経済、社会情勢の変化などにより、個人のライフスタイルや価値観が多様化し、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、社会のあらゆる分野において、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、一層重要な課題となっています。

本市においても、平成19年3月に「八幡浜市男女共同参画計画」（以下「第1次計画」）を策定し、本市の現状を踏まえた様々な施策を進めてきましたが、平成28年度末をもって第1次計画の計画期間が満了となることから、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、新たな計画となる「第2次八幡浜市男女共同参画計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」
- 八幡浜市総合計画を上位計画とした部門別計画

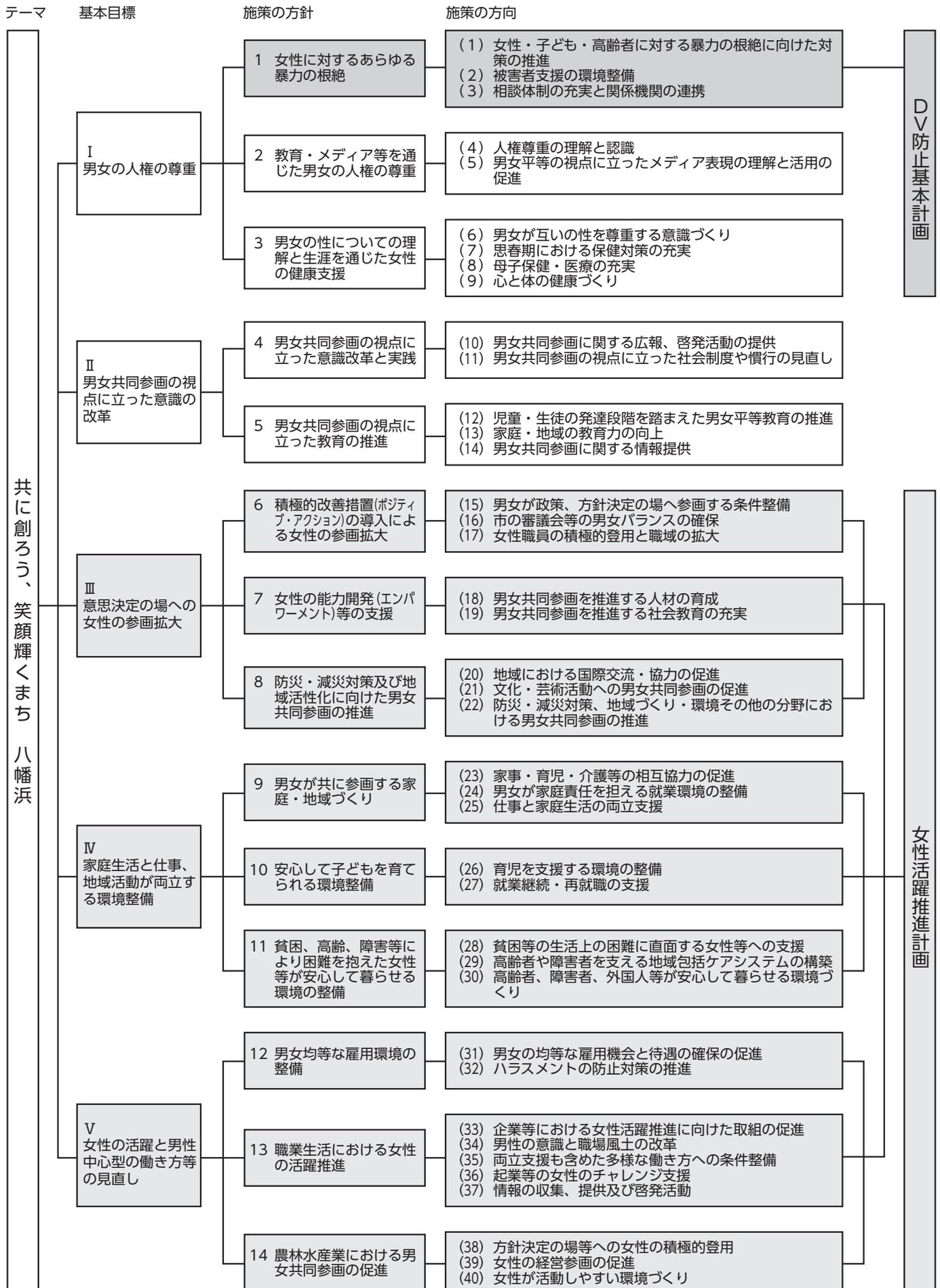
## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）の10か年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

## 4 基本目標

以下の5つの基本目標を定め、男女共同参画社会実現への取組を推進していきます。

- （目標Ⅰ）男女の人権の尊重
- （目標Ⅱ）男女共同参画の視点に立った意識の改革
- （目標Ⅲ）意思決定の場への女性の参画拡大
- （目標Ⅳ）家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備
- （目標Ⅴ）女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し



### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

#### 施策の方針1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

##### <具体的施策>

- 女性・子ども・高齢者への暴力に関する意識啓発の推進
- 被害者支援の環境整備
- 子どもの健康と安心・安全の確保
- 相談体制の充実

#### 施策の方針2 教育・メディア等を通じた男女の人権の尊重

##### <具体的施策>

- 人権意識の普及と定着
- 行政刊行物の表現における配慮
- メディアにおける性・暴力表現への対応
- メディア・リテラシー<sup>※1</sup>の向上支援

#### 施策の方針3 男女の性についての理解と生涯を通じた女性の健康支援

##### <具体的施策>

- 母性保護についての啓発
- 保育所・幼稚園との連携による性教育
- 学校保健との連携による性教育
- HIV、性感染症対策、薬物乱用防止対策等の推進
- 思春期における保健対策
- 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援
- 妊娠・出産・子育て等への男性の理解と協力の促進
- 安心・安全な出産ができる環境整備
- 乳幼児の発育・発達の支援
- 健康意識の普及
- 生活習慣病予防の推進
- 骨粗しょう症予防の推進
- 生涯スポーツ事業の推進

※1 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

**基本目標Ⅱ 男女共同参画の視点に立った意識の改革**

施策の方針4 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

<具体的施策>

- 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進
- 地域における慣習・慣行の見直し
- 市の施策に対する意見・苦情等への対応
- 男女別の統計資料の充実

施策の方針5 男女共同参画の視点に立った教育の推進

<具体的施策>

- 小・中学校における慣行等の点検
- 教職員・保育関係者等に対する研修の充実
- 男女共同参画を推進する学校教育の充実
- 利用しやすい子育て情報の提供
- 家庭教育の支援
- 地域における子育ての支援
- 情報の収集・提供

**基本目標Ⅲ 意思決定の場への女性の参画拡大**

施策の方針6 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)<sup>※2</sup>の導入による女性の参画拡大

<具体的施策>

- 政策、方針決定の場への均等な参画の実現に向けた条件整備
- 審議会等委員への女性参画促進
- 八幡浜市特定事業主行動計画の推進

施策の方針7 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援

<具体的施策>

- 女性団体の支援・指導者の育成
- 女性教育の充実
- 自主的な学習活動の支援

※2 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

### 施策の方針8 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進

#### <具体的施策>

- 在住外国人への生活支援
- 国際理解のための教育・啓発活動の推進
- 諸外国との相互理解の促進
- 市民参加型文化活動の推進
- 「まちづくり」への男女共同参加・参画の促進

## 基本目標Ⅳ 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

### 施策の方針9 男女が共に参画する家庭・地域づくり

#### <具体的施策>

- 男性の生活能力を高める意識啓発・生活技術などの学習活動
- 家事・育児・介護等の相互協力の促進
- 男女が家庭責任を担える就業環境の整備
- 事業所への啓発・市役所の実践

### 施策の方針10 安心して子どもを育てられる環境整備

#### <具体的施策>

- 地域における子育て支援の充実
- 保育体制の整備と多様な保育サービスの充実
- 就業継続の支援
- 再就職の支援

### 施策の方針11 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

#### <具体的施策>

- 子育ての経済的負担の軽減
- ひとり親家庭の生活安定の確保
- 介護予防の推進
- 介護サービスの充実
- 自立した生活に向けた総合的なサービスの充実
- 高齢者の生きがいや学習機会の充実
- 障害のある人等の社会参加の促進
- 人にやさしいまちづくりの推進

**基本目標Ⅴ 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し**

施策の方針12 男女均等な雇用環境の整備

<具体的施策>

- 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- 母性健康管理対策の推進
- ハラスメント防止に向けた啓発
- 学校・市役所のハラスメントの防止対策の推進

施策の方針13 職業生活における女性の活躍推進

<具体的施策>

- 労働環境整備の推進
- 多様な主体と連携した取組
- 男性中心型労働慣行を是正するための啓発活動
- 多様な働き方への意識啓発
- 両立支援のための環境整備
- 女性のチャレンジ支援
- 啓発活動等の実施

施策の方針14 農林水産業等における男女共同参画の促進

<具体的施策>

- 方針決定の場等への女性の積極的登用への働きかけ
- 女性の経営参画と就業環境の整備
- 生産・消費交流ネットワークや起業への支援

**推進体制**

1. 庁内推進体制の充実・強化(八幡浜市男女共同参画庁内推進会議を設置)
2. 市民、事業所、民間団体等との連携(八幡浜市男女共同参画計画検討委員会を設置)
3. 県・市町との連携強化
4. 進行管理(八幡浜市男女共同参画庁内推進会議で総合的点検・評価を実施)
5. 調査研究

# 数値目標

## 主な数値目標

基本目標	施策の方針	項目	現状値	目標値	担当課
Ⅰ 男女の人権の尊重	女性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者暴力防止法の認知度	87.3% (H28)	100% (H32)	子育て支援課
	教育・メディア等を通じた男女の人権の尊重	「男女共同参画社会」という用語の周知度	74.2% (H28)	100% (H32)	政策推進課
	男女の性についての理解と生涯を通じた女性の健康支援	特定健診受診率	27.2% (H27)	30% (H31)	保健センター
Ⅱ 男女共同参画の視点に立った意識の改革	男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	男女の地位が平等と感じる人の割合	6.4% (H28)	40% (H32)	政策推進課
	男女共同参画の視点に立った教育の推進	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	15.8% (H28)	20% (H31)	学校教育課
Ⅲ 意思決定の場への女性の参画拡大	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入による女性の参画拡大	市の審議会等委員に占める女性の割合	25.4% (H28)	30%以上 (H32)	政策推進課
	防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	市防災会議の委員に占める女性の割合	8% (H28)	30% (H32)	総務課
Ⅳ 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	男女が共に参画する家庭・地域づくり	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	24.0% (H28)	100% (H32)	政策推進課
	安心して子どもを育てられる環境整備	病児・病後児保育の設置箇所数	0 (H28)	1箇所 (H31)	子育て支援課
	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	介護予防に資する住民運営の通いの場	69会場 (H26)	90会場 (H37)	保健センター
Ⅴ 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し	男女均等な雇用環境の整備	男性市職員の配偶者出産休暇取得率	70.0% (H26)	100% (H31)	総務課
	農林水産業における男女共同参画の促進	※3 家族経営協定の締結数	153戸 (H28)	170戸 (H33)	農業委員会

### ※3 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

## 第2次八幡浜市男女共同参画計画 概要版

発行 八幡浜市 / 平成29年3月  
〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜1丁目1番1号  
電話 0894-22-3111 / FAX 0894-24-0610  
ホームページ <http://www.city.yawatahama.ehime.jp/>  
編集 八幡浜市 総務企画部 政策推進課